

1 2 管理運営

(1) 総合政策学部（総合政策学科）

① 教授会

【現状の説明】

本学の教授会は、学則に基づき本学の教授、助教授、講師及び教授会が特に認めた者をもって構成している。

教授会の審議事項は、次のとおり学則に規定している。

- 1) 学則その他学内諸規程に関する事項
- 2) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- 3) 第21条第2項第6号に規定する評議員の互選に関する事項
- 4) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学、除籍及び卒業に関する事項
- 5) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- 6) その他学部の運営に関する重要な事項

教授会の運営については、次のとおりである。

- ・ 議長は、学部長をもって充て、教授会を主宰する。
- ・ 原則として毎月1回定例会議を開く。ただし、学部長が特に必要と認めるときは、臨時教授会開催する。また、教授会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、臨時に教授会を開くこととしている。
- ・ 教授会の招集は学部長が行う。
- ・ 教授会の成立は、構成員の3分の2以上の出席が必要である。
- ・ 審議の決定は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

また、専門の事項を調査審議または実施させるため、教授会に次のとおり専門委員会を設置している。

<常任委員会>

- ・ 教務委員会
- ・ 入試委員会
- ・ 教職課程委員会
- ・ 学生生活委員会
- 安全衛生部会
- セクシャルハラスメント防止部会
- ・ 就職委員会
- 公務員試験対策部会
- ・ 研究活動・総合政策学会委員会
- ・ 公開講座委員会

- ・ 研究室運営委員会
- <特別委員会>
- ・ 人事委員会
 - ・ ファカルティ・デベロップメント検討委員会

【点検・評価】

全国的な教授会における審議の傾向として、教育研究の専門家としての議論が行われているとは言い難い面があるとの指摘があるが、本学の教授会は、概ねであるが、円滑な審議状況となっている。

カリキュラムの検討や、ファカルティ・デベロップメント活動等の重要な教育的課題については、学部のコンセンサスを形成するため、フリーディスカッション方式による非公式な場としての教授会懇談会が開催され、教授会審議の円滑化に寄与している。

一方、学部長が学部人事委員会の委員長に充てられており、人事案件については、報告者及び提案者並びに教授会議長を兼任する形となっており、負担が集中している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学が法人化される機会を捉え、教育研究の専門家集団としての審議が行われるように制度設計を行う必要がある。

② 学長・学部長の権限と選任手続

【現状の説明】

ア 学長の選任手続きについて

本学学長予定者の選考は、次のいずれかに該当する場合、評議会により行われる。

- 1) 学長の任期が満了するとき〔実施時期；任期満了の30日前まで〕
- 2) 学長が辞任するとき〔実施時期；速やかに〕
- 3) 学長が欠けたとき〔実施時期；速やかに〕

学長予定者の選考基準は、「本学の学長、教授又はこれと同等と認められる者で、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者」としている。

学長予定者の選考は、予備選挙と本選挙の2段階により行われ、それぞれの選挙資格者は次のとおりである。

- 1) 予備選挙；本学の学長、副学長、教授会構成員、係長以上の職にある事務局職員
- 2) 本選挙；本学の学長、副学長、教授、助教授、講師、課長以上の職にある事務局職員

学長予定者選考のための選挙事務を管理する学長選挙管理委員会は、評議会の下、教授会から選ばれた3人の教授により組織する。

学長予定者選考のための選挙は次のとおり執行する。

- ・選挙は、選挙資格者総数の3分の2以上の投票で成立する。
- ・予備選挙は単記無記名投票で行い、10票以上の得票者を本選挙の学長候補者とする。
- ・本選挙は単記無記名投票で行い、投票総数の過半数を得票した者を当選者とする。過半数を得票した者がいないときは、上位2位までの得票者について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

学長予定者は、評議会が選挙管理委員会の結果報告を受け、当選者を確認し、決定する。評議会では、学長予定者となった者の意向を確認し、受諾の意思表示があった場合は、知事に対し学長への発令を内申する。

学長の任期は4年。ただし、再任は妨げない。この場合、再任後の任期は2年とし、初任の日から引き続く在任期間は8年を超えないこととしている。

イ 学部長の選任手続きについて

学部長予定者の選考は、次のいずれかに該当する場合、学長が行う。

- 1) 学部長の任期が満了するとき〔実施時期；任期満了の30日前まで〕
- 2) 学部長が辞任するとき〔実施時期；速やかに〕
- 3) 学部長が欠けたとき〔実施時期；速やかに〕

学部長予定者の選考は、教授会の選挙により行われ、その選挙資格者は教授会構成員としている。

学部長予定者は、学部の教授の中から選考されるが、学長、北東アジア地域研究センター長、メディアセンター長、就職部長、学生生活部長とは兼ねることができないこととしている。

学部長予定者選考のための選挙事務を管理する学部長選挙管理委員会は、教授会から選ばれた3人の教授により組織する。

学部長予定者選考のための選挙は次のとおり執行する。

- ・選挙は、選挙資格者総数の3分の2以上の投票で成立
- ・選挙は単記無記名投票で行い、投票総数の過半数を得票した者を当選者とする。過半数を得票した者がいないときは、上位2位までの得票者について決選投票を行い、得票多数の者を当選者とする。

教授会は、選挙管理委員会の結果報告を受け、当選者を確認の上、学長に上申する。学長は、教授会からの上申に基づき、学部長予定者に決定するとともに、知事に対して学部長への発令を内申する。

学部長の任期は2年。ただし、再任は妨げない。この場合、初任の日から引き続く在任期間は6年を超えないこととしている。

【点検・評価】

学長及び学部長いずれの選考についても、これまで大きな混乱もなく、適切かつ妥当に行われてきたと評価している。

一部の選挙資格者から、教授会において、投票用紙が自署式となっていることに関し、ごく限られた人数の選挙資格者の中にあっては、誰が誰に投票したかが判別されてしまうおそれがあるとの指摘があり、学部長選考に関しては平成15年度の選挙から記号式投票を導入した。

また、学長及び学部長いずれの選考についても立候補制導入の是非に関する問題提起がなされたが、平成15年度末に行った全国調査では、立候補制を導入している大学は極めて少数であるとの結果を得ている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学長選考及び学部長選考への立候補制導入の是非については、なぜ今なお多くの大学が立候補制を導入していないのかの分析も踏まえ、その導入に伴うメリット・デメリットを慎重に比較考慮する必要がある。

これまでに実施された選考における評価・反省を踏まえ、より望ましい選考のあり方を今後とも模索し、これに基づき関係規程等も改正していくこととしたい。

③ 意思決定

【現状の説明】

本学の最高意思決定機関は、学則21条に基づく評議会であり、審議事項は、教育研究及び大学運営の重要事項に係る基本方針等に精選して、審議を行っている。

本学の管理・運営に当たっては、全学的な重要事項を審議する「評議会」、学部に関する重要事項を審議する「教授会」、北東アジア地域研究センターに関する重要事項を審議する「運営会議」を設け、さらにそれらの機関には、専門の事項を調査・審議する「専門委員会」設置している。

また、学内運営の円滑な連絡調整を図るため、幹部教職員で構成する「運営委員会」を毎週、定例開催し、学内の調整を取っている。この運営委員会には、教授会専門委員会の委員長の出席を認めており、その所管について報告できる機会を確保している。

【点検・評価】

各審議機関には、専門委員会を設置して、迅速な審議に活用している。

大学運営は、教学部門と事務局との車の両輪として進めることが重要であるとの基本的考えに基づき、事務局長を評議員に充てることや、専門委員会にも事務局のグループ課長を委員として加え、実質として、教学部門と事務局との討議を行っている。

開学4年を経過し、これまでの実績と今後の課題も考慮し専門委員会の再編成と委員

の入れ替えを行った。

一方、課題としては、専門委員会の設置数が教授会専門委員会においては、8組織あり、開催日程調整に苦慮している面がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学が法人化される機会を捉え、審議機関のスリム化について検討を行う必要がある。

④ 評議会などの全学的審議機関

【現状の説明】

本学の評議会については、学則21条により次のとおり規定している。

評議会は、本学の最高の審議機関であり、本学の運営に関する重要事項を審議する。

評議会は、学長を議長として、学部長、副学長、北東アジア地域研究センター長、メディアセンター長、教授会選出の教授3人及び事務局長の計9人の評議員で構成する。

任期は、学長を含めて幹部職員はその在任期間であり、教授会の教授の中から選挙により選出される評議員の任期は2年である。

○ 評議会の審議事項

- ①学則その他重要な学内規程の制定改廃に関する事項
- ②教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項
- ③予算の編成及び執行方針に関する重要な事項
- ④学部、学科及び重要な組織の設置又は改廃に関する事項
- ⑤教員人事の方針に関する事項
- ⑥北東アジア地域研究センターの主任研究員及び研究員に関する事項
- ⑦学生定員に関する事項
- ⑧学生生活の支援並びに学生の身分及び賞罰に関する重要な事項
- ⑨共同研究及び受託研究に関する事項
- ⑩学部、北東アジア地域研究センター、その他の機関の連絡調整に関する重要な事項
- ⑪その他本学の運営に関する重要な事項

評議会の運営は、評議会運営規程が定められ、同規程第2条により原則として毎月1回開催されるほか、緊急を要する事項を審議するために臨時的に開催されている。

運営委員会については、学則24条に規定により設けられたもので、学内各部局機関の意志疎通を図り、評議会審議事項、教授会審議事項等及び大学の運営方針を決定する際の事前調整を果たす役割を持つ。メンバーは、学長、副学長、学部長、北東アジア地域研究センター長、メディアセンター長、学生生活部長、就職部長、交流センター長、事務局のグループ課長以上（副主査を含む）で構成している。評議会審議事項等の事前整理や各部局に共通する事項や問題を協議・検討し、各部局間での意志の疎通を図って

いる。

運営委員会は、原則として毎週 1 回開催されており、大学の円滑な運営に重要な役割を担っている。

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けた方策】

概ね円滑な審議及び協議が行われており、特記すべき点はない。

⑤ 管理運営への学外有識者の関与（参与会）

【現状の説明】

本学には参与会を置いている。参与会は、島根県立大学条例施行規則第 5 条及び学則第 16 条に定められ、本学の大学運営に関し学外の有識者から広く意見を求めるため設置された学長直属の機関である。

委嘱した参与からは、本学の運営に関して、大所高所からの意見を聴取し、大学運営の参考としている。参与の委嘱に当たっては、本学の基本理念を理解し、広く社会の事情につうじ、かつ大学教育に関して高い見識を有する者から選考している。発令は、学長の申し出により知事が委嘱することとしている。

平成 16 年度には、自己点検・評価書原案について学外有識者の意見を聴取しておく必要があること及び今後、外部評価の導入が大きな流れとなってきたことから、参与制度の拡充を行い、現在 8 名の参与を委嘱している。

（参与会の構成）

宇津 徹男 浜田市長
下森 華子 島根県立男女参画センター館長
中嶋 嶺雄 国際教養大学長
中村 俊郎 中村ブレイス（株）代表取締役・島根県教育委員会委員長
藤本 黎時 広島市立大学長
丸 磐根 （社）島根県経営者協会会長・（株）山陰合同銀行会長
三浦 正樹 島根県公立高等学校長協会 副会長・島根県立浜田高等学校長
脇田 晴子 滋賀県立大学名誉教授

（参与会の開催状況）

第 1 回 平成 12 年 10 月 7 日（土） 参与 5 名全員出席。
第 2 回 平成 13 年 10 月 27 日（土） 参与 4 名出席（中嶋参与は欠）
第 3 回 平成 16 年 2 月 19 日（木） 参与 5 名全員出席
第 4 回 平成 16 年 12 月 13 日（月） 参与 7 名全員出席
第 5 回 平成 17 年 3 月 10 日（木） 参与 5 名出席（中嶋、丸参与は欠）

【点検・評価及び将来の改善・改革に向けた方策】

学外の見識ある者から意見を聴取する機関を有し、毎回貴重な意見や示唆を受け、本学の運営に役立てることができている。

本学が法人化される機会を捉え、さらに拡充していく方向としている。

(2) 大学院（北東アジア研究科・開発研究科）の管理運営体制

① 北東アジア研究科委員会及び開発研究科委員会

【現状の説明】

島根県立大学大学院学則第6条に定める審議事項を運営するため各研究科に委員会を設置している。第6条に規定する審議事項は次のとおりである。

- ・研究科の諸規程の制定及び改廃に関する事項
- ・研究科長の選考に関する事項
- ・研究科の目的とする研究に関する事項
- ・教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- ・学生の入学（再入学を含む）、退学、転学、留学、休学、復学、除籍及び修了並びに賞罰に関する事項
- ・学生生活の支援及び指導に関する事項
- ・学位に関する事項
- ・その他研究科の運営に関する重要な事項

委員会は、月1回開催しており、同じ日に両研究科委員会を開催している。

また、両研究科委員会の他に、大学院入試委員会、各研究科教務委員会、奨学金・生活環境委員会、特別資料室運営委員会の専門委員会を設置している。

【点検・評価】 【将来の改善・改革に向けた方策】

教学系の運営（論文指導体制など）では、両研究科ともに、研究科委員会と研究科教務委員会が連携し、諸課題に対応している。北東アジア研究科委員会については、研究科長不在（現時点では学長が研究科長を兼ねている）が少なからず影響している。両研究科委員会の横のつながりはなく、共通課題（論文関係）への対応にバラツキが見られる。

学部教授会と同様の位置付けであり、両研究科共通課題に対しては、その意思決定について統一的な見解をもって対応するよう努める必要がある。

② 島根県立大学大学院研究科連絡調整会議（G会議）

【現状の説明】

本学大学院の複数の研究科に共通する事項の処理、運営等に当たり、円滑な連絡調整を図るため、当会議を置く。月1回開催している。

【点検・評価】 【将来の改善・改革に向けた方策】

両研究科共通課題に対し、連絡調整機能を果たしている。

連絡調整としての会議体であり、審議項目の決定権を持つものではないが、結果的に、本来決定権を持つ各研究科委員会への影響もあるため、研究科委員会からとの調整が必要である。